

京都大学大学院工学研究科における長期履修学生制度について

学生で、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者に、その計画的な履修を認める長期履修学生制度について、工学研究科における取り扱いは以下のとおりです。

ただし、専攻により、別途条件など定めている場合がありますので、指導教員（予定を含む）に相談してください。

1. 対象者

長期履修学生制度は、次のいずれかに該当し、長期にわたり修学に相当の影響がある者又はあった者であって、課程修了に至る計画的な履修が可能な者に適用できるものとします。

- (1) 官公庁・企業等に在職している者（給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。）及び自ら事業を行っている者などフルタイムの有職者。ただし、アルバイトやパートタイムに従事する者は、原則として適用を認めないが、フルタイムの有職者と同等の勤務状況に相当する事情があると認められる場合はその限りではありません。
- (2) 出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者。
- (3) 障害を有する者。
- (4) その他やむを得ない事情があると研究科長が認めた者

2. 申請資格

長期履修の申請ができる者は、1. 対象者のうち、次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 工学研究科に入学（進学を含む。）を志望する者。
- (2) 工学研究科に在学し、当該課程（修士課程と博士後期課程は別に扱う。以下同じ。）の標準修業年限での修了まで1年以上である者。ただし、1. 対象者（1）を理由として申請できるのは、入学後の転勤、出向、転職、就職などの配慮されるべき特段の事由が生じた場合のみです。

3. 長期履修の開始時期、期間及び在学年限

- (1) 長期履修の開始時期は学年の初めとし、年を単位として許可します。なお、学年の中途から開始することはできません。
- (2) 長期履修を認める期間は、当該課程の標準修業年限の2倍までとします。
- (3) 長期履修を許可する場合も、在学年限（休学期間を除く）は修士課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えることはできません。

4. 申請手続き

長期履修を希望する者は、長期履修を開始する前年の12月末（10月入学者は当該年の5月末）までに、以下の書類を教務課大学院掛まで提出してください。

なお、申請があり次第、順次審査を行いますが、結果受領まで約2か月程度を見込み申請してください。

- (1) 長期履修申請書（別紙様式第1号）
- (2) 指導教員所見書（別紙様式第2号）
- (3) 所属機関所見書（別紙様式第3号）（1. 対象者（1）に該当する場合に限る。）
- (4) 長期履修が必要であることを証明する書類
- (5) その他工学研究科が必要と認める書類

5. 長期履修の期間変更

- (1) 長期履修を許可された者が1. 対象者(1)～(4)に該当しなくなった場合は、次年次から履修期間を当該課程の標準修業年限に相当する年限に変更することを申し出ることとし、履修計画等について指導教員と相談の上、変更する前年の12月末(10月入学者は当該年の5月末)までに、長期履修期間変更申請書(別紙様式第4号)を教務課大学院掛に提出してください。
- (2) (1)の場合のほか、長期履修の期間を変更する事由が生じた場合であって、長期履修の期間を短縮又は延長することを希望する者は、指導教員と変更後の履修計画等について充分相談の上、長期履修期間変更申請書(別紙様式第4号)を以下の期日までに教務課大学院掛まで提出してください。この場合において、短縮又は延長の期間は年を単位とします。
 - ・短縮する場合は、短縮して修了する予定日の前々年の12月末(10月入学者は前年の5月末)。
 - ・延長する場合は、延長を始める予定日の前年の12月末(10月入学者は当該年の5月末)。ただし、長期履修の最終年次に在学する学生は申請できないものとする。
- (3) 長期履修の期間変更は、当該課程において1回限りとします。

6. 許可

長期履修申請及び長期履修期間変更申請があったときは、工学研究科内で審議し、許可又は不許可の結果を通知します。

長期履修を許可された者は、5. 長期履修の期間変更に定める場合を除き原則として期間変更はできません。また、当該課程において長期履修の期間の終了日より前に当該課程を修了することはできません。

7. 授業料

長期履修に係る授業料の額は、「[京都大学における学生納付金に関する規程](#)」によるものとします。

8. 注意事項

長期履修学生制度を利用している者は、日本学術振興会特別研究員には採用されません。長期履修学生の申請は可能ですが、採用年度の4月1日時点において、通常履修に戻ることが必要です。詳細は日本学術振興会特別研究員募集要項で確認してください。

※申請書等別紙様式は下記まで請求してください。

＜本件問合せ先＞

工学研究科教務課大学院掛

京都市西京区京都大学桂Bクラスター事務管理棟1階

TEL : 075-383-2040

E-Mail : 090kdaigakuin@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp